肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱

平成２年８月３日付け２畜団第 616号
一部改正　平成15年10月１日付け15農畜機第 230号
一部改正　平成18年６月13日付け18農畜機第1156号
一部改正　平成24年３月26日付け23農畜機第5018号
一部改正　平成29年２月７日付け28農畜機第5355号
一部改正　平成30年12月21日付け30農畜機第5249号
一部改正　令和２年３月30日付け元農畜機第8005号
一部改正　令和３年３月29日付け２農畜機第7310号
一部改正　令和５年３月30日付け４農畜機第7314号
一部改正　令和７年３月24日付け６農畜機第8457号

第１　趣旨

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和６３年法律第９８号。以下「法」という。）第３条第１項第１号、第２号及び第３号に基づく肉用子牛生産者補給交付金の交付業務、肉用子牛生産者積立助成金の交付業務及び交付業務に附帯する業務（以下「肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等」という。）の円滑な実施を図るため、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成１５年１０月２日付け農林水産省指令１５生産第４１５３号）第２５３条第１項第２号の規定に基づき、当該業務に係る事務の一部をこの要綱の定めるところにより都道府県に委託するものとする。

第２　委託事務

委託する事務は、次に掲げる事務とする。

１　法第６条第２項の指定協会（以下「指定協会」という。）が肉用子牛生産者補給交付金交付要綱（平成２年３月３１日付け元畜団第１６９８号。以下「交付金交付要綱」という。）及び肉用子牛生産者積立助成金交付要綱（平成２年３月３１日付け元畜団第１６９８号。以下「助成金交付要綱」という。）に基づき行う肉用子牛生産者補給交付金及び肉用子牛生産者積立助成金の交付申請等に係る事務及びこれら事務に関する助言、指導及び連絡調整を行うこと。

２　指定協会が肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業補助金交付要綱（平成１５年１０月１日付け１５農畜機第２３０号。以下「運営体制整備

強化事業交付要綱」という。）第５の１に規定する事業実施計画書等に係る事務及びこれら事務に関する助言、指導及び連絡調整を行うこと。

３　指定協会が交付金交付要綱、助成金交付要綱及び運営体制整備強化事業交付要綱に基づき都道府県を経由して独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出する書類を理事長に送付すること。

４　理事長が都道府県を経由して指定協会に送付する前号に係る関係書類を受理し、指定協会に送付すること。

５　肉用子牛生産者補給金制度に係る全国会議及びブロック会議に出席すること。

６　理事長が都道府県を経由して指定協会に送付する次に掲げる通知を受理し、指定協会に送付すること。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１７条（交付決定の取消し）及び第１８条（補助金の返還）に係る通知

第３　委託依頼

理事長は、第２の委託事務に係る委託費の限度額を示した委託依頼書により都道府県に委託を依頼するものとする。

第４　委託の承諾

都道府県知事は、この要綱の定めるところにより委託事務を受託しようとするときは、別紙様式第１号による受託承諾書を理事長に提出するものとする。

第５　委託事務の実施

１　都道府県知事は、指定協会から提出された第２の３に係る書類を遅滞なく理事長に送付するものとする。

２　都道府県知事は、理事長から送付された第２の４に係る書類を遅滞なく指定協会に送付するものとする。

３　都道府県知事は、理事長から送付された第２の６に係る書類の伝達を、都道府県知事が受領した日から５日以内に行うものとする。

第６　委託費の支払

理事長は、都道府県が第２に掲げる事務を実施するために必要な経費として、予算の範囲において、別に定める委託費を支払うものとする。

第７　委託費の請求

都道府県知事は、第６の委託費を請求しようとするときは、当該委託事務を完了した日から１カ月を経過した日までに別紙様式第２号による委託費実績報告書を理事長に提出するものとする。第８により委託費の概算払を受けた場合も同様とする。

第８　委託費の概算払

１　理事長は、必要があると認めるときは、第６に規定する委託費について、概算払をすることができるものとする。

２　都道府県知事は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、第４の受託承諾書の提出後速やかに別紙様式第３号による委託費概算払請求書を理事長に提出するものとする。

第９　委託費の返還

理事長は、第６の委託費に係る都道府県知事の支出が適当でないと認めた場合は、都道府県知事に対し、委託費の全部又は一部を交付せず、又は交付した委託費の全部又は一部を返還させることがある。

第１０　帳簿及び証拠書類の整備保管

１　都道府県知事は、委託事務に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備保管するものとし、その保存期間は、当該委託事務が完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。

２　前項に基づき整備保管すべき帳簿及び証拠書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。

附　則

この要領は、平成２年８月３日から施行し、平成２年４月１日から適用する。

附　則

この要領の改正は、平成１５年１０月１日から適用するものとする。

附　則

この要領の改正は、平成１８年６月１３日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附　則

この要領の改正は、平成２４年３月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

附　則（平成２９年２月７日付け２８農畜機第５３５５号）

この要綱の改正は、平成２９年２月８日から施行し、平成２８年１０月１日から適用する。

附　則（平成３０年１２月２１日付け３０農畜機第５２４９号）

この要綱の改正は、平成３０年１２月３０日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日付け元農畜機第８００５号）

この要綱の改正は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２９日付け２農畜機第７３１０号）

この要綱の改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３０日付け４農畜機第７３１４号）

この要綱の改正は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２４日付け６農畜機第８４５７号）

この要綱の改正は、令和７年４月１日から施行する。

（別紙様式第１号）

肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務受託承諾書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

都道府県知事
印

年　　月　　日付け農畜機第　　号をもって依頼があった肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等に係る事務委託については、下記の収支予算書により、肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱第４の規定に基づき受託します。

記

収支予算書（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日）

項目	区　　分	金　　額	備　考
収入	肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託費	円	
	計	円	
支出	会　議　費 旅　　費 給与・報酬等 印刷製本費 通信運搬費 消耗品費	円	
	計	円	
	消費税10%計	円	
	支出額合計	円	

（注１）備考欄には費目ごとに算出基礎を記入すること。
（注２）給与・報酬等は会計年度任用職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）に係るものとする。

（別紙様式第２号）

肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託費実績報告書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

都道府県知事
登録番号

肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱第７の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。※なお、併せて委託費　　円の支払を請求します。（※精算額がある場合のみ記載する。）

記

１　収支実績報告書（○年○月○日～○年○月○日）

項目	区　　分	金　　額	備　考
収入	肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託費	円	
	計	円	
支出	会　議　費 旅　　費 給与・報酬等 印刷製本費 通信運搬費 消耗品費	円	
	計	円	
	消費税10％計	円	
	支出額合計	円	

（注１）備考欄には費目ごとに算出基礎を記入すること。
（注２）給与・報酬等は会計年度任用職員に係るものとする。

２　支払額進捗管理表

区分	金額	備考
承諾書の受託額	円	
実　　績　　額①	円	
既概算払受領額②	円	
精算請求額 ＝①－②	円	

３　精算請求額の内訳

	請求額(税抜)	消費税	備考
合計	円	円	
10%対象	円	円	

４　振込金融機関名等

金融機関名　　○○銀行　○○支店
預金種別　　○○預金
口座番号
（フリガナ)
口座名義

（別紙様式第３号）

肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託費概算払請求書

番　　号
年　月　日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿

都道府県知事
登録番号

肉用子牛生産者補給交付金等交付業務等事務委託要綱第８第２項の規定に基づき、下記１の委託費を概算払により支払いされたく請求します。

記

１　請求額

金額	円

２　請求額の内訳

	請求額（税抜）	消費税	備考
合計	円	円	
10％対象	円	円	

３　承諾書の受託額

受託額 （税込）	円

４　振込金融機関名等

金融機関名　　〇〇銀行　〇〇支店
預金種別　　〇〇預金
口座番号
（フリガナ）
口座名義